第5次上越市行政改革推進計画の取組項目(案)

「第5次行政改革大綱」 に記載

「第5次行政改革推進計画」への掲載を検討

		_كا		
大項目	中項目		取組項目(案)	左記の主な内容
1 財政の健 全化	(1) 歳出構 造の見直し	1	優良な市債の有効活用によ る将来負担の軽減	市債発行の抑制等に取り組み、後年度負担の軽減の具体的 な目安となる健全化判断比率の抑制を図る
		2	財政調整基金の活用と確保	財政調整基金を一定額確保しつつ、後年度負担の軽減等に つながる適切な活用を図る
		3	補助金・交付金の見直し	補助金等の支出の必要性や妥当性の検証、終期の設定や補助率等を検証し、適正な金額への見直しや整理統合を図る
		4	経費の節減・合理化の徹底	コスト意識を持ちつつ仕事の仕方を根本から見直し、経常 経費の節減、合理化・効率化を徹底する
		5	入札契約制度の改善・見直 し	公正・透明かつ競争性の高い入札制度への見直しを進める
		6	公共工事等コストの更なる 縮減	公共工事等について、品質の確保に留意しつつ、最適な手 法・工法の検討を通じて、事業コスト、ライフサイクルコ スト等の縮減を図る
		7	予算規模の計画的な縮小	歳入規模に見合った歳出構造の見直しを進め、予算規模の 計画的な縮小を図る
	(2) 歳入確 保の取組推	8	市税等の収納率の向上に向 けた取組の推進	納税しやすい環境の整備、各種債権の徴収体制の強化等を 図る
	進	9	受益者負担の適正化	使用料及び手数料の定期的な見直し・検討を行うととも に、各種事業の受講料等の適正化に取り組む
		10	未利用財産の売却・貸付の 促進	普通財産の商品化を進め、販売促進策に基づく売却・貸付 を推進する
		11	その他の自主財源の確保	常に財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源確保の取組(国県補助金の的確な把握と活用、その他自主財源の確保の検討等)を行う
	(3) 公営企 業等の健全 経営	12	ガス事業、上水道事業の健 全経営の維持	施設の長寿命化による更新需要の抑制、企業債の新規借入 抑制等による将来負担の軽減等により、健全な経営を維持 する
		13	病院事業の健全経営に向け た取組の推進	医師・看護師の確保、診療科目・医療機能の維持・充実等 により経営の健全化を図る
		14	下水道事業の健全経営に向けた取組の推進	国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を 踏まえつつ、全体計画の見直し、使用料の改定、接続率の 向上、施設の統廃合、公営企業会計の移行検討等を通じて 経営の健全化を図る
		15	特別会計の効率的な運営	各会計における収支構造の健全化に取り組み、繰出金の抑制を図る(病院事業、下水道事業は別掲)
		16	第三セクターの経営健全化	国の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえつつ、特に累積欠損を抱える第三セクターを中心に経営改善の取組を推進する
2 行政運営 システムの 見直し	(1) マネジ メントシス テムの強化	17	政策協議の実施	総合計画を踏まえた施策・事業の重点化を図るための政策 協議を実施する
		18	徹底した事務事業の見直し	最少の経費で最大の効果をあげるため、平成26年度に実施 した「事務事業の総点検」の見直し結果の適切な進捗管理 を行うとともに、定期的な事業評価を検討・実施する
		19	各種整備計画の策定と運用	事業の優先順位を定めた計画に基づく効果的かつ計画的な 事業実施を図る
		20	内部管理事務の効率化・簡 素化、事務改善の推進	内部管理事務の効率化・簡素化(コスト削減)に資する取 組や事務改善の取組を推進する
		21	部局ごとの目標管理の実施	計画的な施策等を推進するため、各部局において目標を設 定し進捗管理を実施する

「第5次行政改革大綱」 に記載

「第5次行政改革推進計画」への掲載を検討

に心事が		Ь		
大項目	中項目		取組項目(案)	左記の主な内容
2 行政運営システムの見直し	力の活用	22	民間委託の推進	学校給食調理業務の民間委託等、その他業務の民間委託の 検討・推進を図る
		23	指定管理者制度の導入と適 正な運用	指定管理者制度の導入と適正な運用を推進する
	(3) 公共施設の見直し	24	計画的な再配置の実施	公の施設について、施設の性能と機能、地域バランス等を 勘案し、適正配置に向けた取組を推進する
			計画的な除却の実施	施設の再配置等を踏まえ、廃止とした施設について、安全 管理面から計画的な除却を行う
		26	計画的な保全・長寿命化の 推進	施設の維持管理や更新費用の低減化・平準化を図るため、 計画的な保全・長寿命化を推進する
		27	借地の解消、借地料の見直 し	借地関係の解消や借地料の算定の見直しを進める
	(4) 市民と のコミュニ ケーション の充実	28	分かりやすい市政情報の発 信	市広報やホームページ等を通じて、分かりやすい市政情報 の的確かつ迅速な発信を行う
		29	広聴活動の推進	市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る
		30	市民ニーズ等に対応した相 談窓口の充実	社会経済情勢や市民ニーズに対応した相談窓口の充実を図る
		31	申請手続きの簡素化	市民の利便性向上に向け、各種申請手続き等の簡素化に取り組む
3 人材育 成・組織風 土の改革	(1) 定員の 適正化及び 組織機構の 見直し	32	定員適正化の推進	人件費を抑制しつつ、サービスの質の維持・向上を図るため、業務量と連動した人員配置と定員の適正化を推進する
		33	組織機構の見直し	多様化する市民ニーズや新たな行政需要を踏まえ、簡素で 機動的な組織体制の見直しを行う
	(2) 人材育 成の推進		職員能力の開発促進	職員の能力開発に向け、基礎的研修や政策立案能力を強化 する実践的な研修等を実施する
		35	人事評価制度の構築と適正 な運用	職員一人ひとりが業務目標を明確に定めるなど、職員の意 欲を高め、新たな評価制度を構築し適正な運用を図る
		36	危機管理能力の向上	高い倫理観を持ち業務を遂行するよう、研修等を通じて法令遵守(コンプライアンス)を徹底するなど、リスクに対するチェック体制の強化を図る
		37	職場環境の整備	働きやすい職場環境の確保に向け、ワークライフバランス (仕事と生活の調和)を推進する
造・推進	治の推進	38	地域コミュニティ活動の推 進	町内会・住民組織など地域住民による公共的課題の解決に 向けた自発的・主体的な取組を支援する
		39	地域自治区制度の推進	「地域協議会検証会議」の検討結果を踏まえ、地域住民の 意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進する ための地域自治区制度の適切な運用を図る
	(2) 市民活 動の促進	40	多様な市民活動の促進	N P O・ボランティアセンターの機能強化を通じて、市民 活動の活性化や様々な主体の協働を促す
	(3) 取組推 進のための 環境整備	41	まちづくりの人材育成	まちづくり活動を担う人材の育成を行う
		42	職員の意識向上と体制整備	市民活動・協働に関する庁内の情報共有化や、職員の意識 向上に向けた取組を推進する